

The background of the page is a vertical split. The left half is a plain white background. The right half features a vibrant blue background with a pattern of light-colored, wavy ripples, resembling water. In the upper right quadrant of this blue section, there is a dark silhouette of a branch with several leaves.

參考資料

第2次潟上市総合計画（長期ビジョン・前期基本計画） 策定経過

年月日	項目
平成26年 7月 7日	企画調整会議で潟上市総合計画（仮称）策定方針案について協議
平成26年 7月17日	政策運営連絡会議で潟上市総合計画（仮称）策定方針案について協議
平成26年 7月28日	政策会議で潟上市総合計画（仮称）策定方針案について協議
平成26年 7月31日	潟上市総合計画（仮称）策定方針の制定
平成26年 9月 5日	市民意向調査（アンケート調査実施）の実施（9月29日締め切り）
平成26年 9月18日	総合計画基本計画素案作成部会員（班長等）を委嘱
平成26年10月 6日	総合計画基本計画素案作成等説明会を開催（昭和・飯田川庁舎） 【現計画達成状況調査】
平成26年11月11日	総合計画策定に関する各課ヒアリングを実施（昭和庁舎）【現計画達成状況調査】
平成26年11月12日	総合計画策定に関する各課ヒアリングを実施（飯田川庁舎）【現計画達成状況調査】
平成26年11月13日	総合計画策定に関する各課ヒアリングを実施（天王庁舎）【現計画達成状況調査】
平成27年 1月 7日	各種団体アンケートの実施（1月23日締め切り）
平成27年 2月 4日	市長インタビューを実施
平成27年 2月26日	総合計画策定委員会委員（課長等）を委嘱
平成27年 3月10日	総合計画策定委員会を開催（基本構想骨格案について協議）
平成27年 4月21日	基本構想骨格案に関する職員からの意見・提案の受付（4月30日締め切り）
平成27年 5月18日	政策運営連絡会議を開催（基本構想骨格案について協議）
平成27年 5月28日	総合計画基本計画素案作成等説明会を開催
平成27年 7月 2日	第1回総合計画検討委員会を開催（及び各部会開催）
平成27年 8月24日	総合計画策定委員会を開催（基本構想素案・前期基本計画素案について協議）
平成27年10月 1日	総合計画政策会議を開催（長期ビジョン素案・前期基本計画素案決定）
平成27年11月 2日	第2回総合計画検討委員会を開催（及び部会開催）
平成27年11月17日	第3回総合計画検討委員会を開催（及び部会開催）
平成27年11月20日	議会全員協議会開催（長期ビジョン素案・前期基本計画素案説明）
平成28年 1月19日	第4回総合計画検討委員会を開催（及び部会開催）
平成28年 1月29日	パブリックコメントを実施（2月12日提出期限）
平成28年 2月 1日	政策運営連絡会議を開催（長期ビジョン案・前期基本計画案について協議）
平成28年 2月 4日	総合計画政策会議を開催（最終案決定）
平成28年 2月19日	議会全員協議会開催（長期ビジョン案・前期基本計画案説明）
平成28年 3月 1日	平成28年第1回定例会で第2次総合計画（長期ビジョン・前期基本計画）を議決

潟上市総合計画検討委員会設置要綱

平成 17 年 10 月 21 日

告示第 147 号

改正 平成 17 年 11 月 21 日告示第 156 号

平成 19 年 3 月 12 日告示第 24 号

平成 21 年 3 月 25 日告示第 44 号

平成 22 年 9 月 16 日告示第 108 号

平成 27 年 4 月 16 日告示第 65 号

(設置)

第 1 条 本市の総合的、計画的な指針となる潟上市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定において、市民の広範な意見を反映させるため、潟上市総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の検討及び政策提案に関すること。
- (2) 総合計画の推進に関すること。
- (3) その他総合計画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 行政委員会等を代表する者
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に掲げる所掌事項を処理するために必要な期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人、副委員長 2 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開するものとする。ただし、議長は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月21日から施行する。

附 則 (平成17年11月21日告示第156号)

この告示は、平成17年11月21日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日告示第24号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日告示第44号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月16日告示第108号)

この告示は、平成22年9月21日から施行する。

附 則 (平成27年4月16日告示第65号)

この告示は、公布の日から施行する。

潟上市総合計画検討委員会部会設置要綱

平成 17 年 11 月 29 日

告示第 172 号

改正 平成 22 年 9 月 16 日告示第 110 号

平成 27 年 4 月 16 日告示第 67 号

(趣旨)

第 1 条 潟上市総合計画検討委員会設置要綱(平成 17 年潟上市告示第 147 号)第 8 条の規定に基づき、潟上市総合計画検討委員会(以下「委員会」という。)に部会を置くこととし、部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 部会は、総合計画の策定に関し次の掲げる事項について、専門的に調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

- (1) 基本構想及び基本計画の検討に関すること。
- (2) 基礎資料等の収集に関すること。
- (3) 施策及び事業等の調査研究に関すること。

(部会の種類)

第 3 条 部会の種類及び所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育・文化と交流・連携部会(地域コミュニティ、行政改革、学校教育、生涯学習、スポーツ振興等に関すること。)
- (2) 快適環境と健康・福祉部会(生活環境、消防防災、防犯、交通安全、福祉、保健等に関すること。)
- (3) 住環境と産業部会(産業振興、道路整備、上下水道整備等に関すること。)

(部会長及び副部会長)

第 4 条 部会に部会長 1 人、副部会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 部会は、部会長が議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 11 月 29 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 16 日告示第 110 号)

この告示は、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 16 日告示第 67 号)

この告示は、公布の日から施行する。

潟上市総合計画検討委員会委員名簿（部会毎）

順不同、敬称略

任期：平成27年7月2日から平成28年3月31日

No.	部会名	氏名	役職名	備考
1	① 教育・文化と 交流・連携部会	加藤 裕一	教育委員会委員長	委員長
2		安田 静男	自治会長連合会会長	副部会長
3		淡路 芳和	体育協会会長	副委員長
4		小玉 喜久子	連合婦人会会長	副委員長
5		近藤 弘子	芸術文化協会副会長	
6		佐々木 美奈子	ハートフル実行委員会代表	部会長
7		武田 ひとみ	公募委員	
8	② 快適環境と 健康・福祉部会	石川 久悦	社会福祉協議会会長	
9		舘岡 淑子	民生児童委員協議会会長	
10		古戸 俊行	消防団団長	
11		児玉 長栄	老人クラブ連合会会長	
12		舘岡 誠二	湖畔時報社社主	
13		鑑 長秀	識見委員	部会長
14		佐々木 真理子	公募委員	副部会長
15	③ 住環境と 産業部会	佐藤 肇	農業委員会会長	
16		舘岡 誠一	JA あきた湖東代表理事組合長	副部会長
17		諸橋 磯光	商工会会長	
18		児玉 清一	秋田県漁業協同組合天王地区運営委員長	
19		折田 仁典	都市計画審議会会長	部会長
20		佐々木 吉和	建設産業協会代表	
21		奈良 孝子	識見委員	

第 2 次 潟 上 市 総 合 計 画
みんなで創るしあわせ実感都市 潟上
～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～

〒 010-0201 潟上市天王字棒沼台 226 - 1
潟上市役所総務部企画政策課
TEL 018 (853) 5302
FAX 018 (853) 5211
E-mail kikaku@city.katagami.lg.jp



秋田県潟上市